

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 守山向日葵会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 . . . 報酬
- (2) 非常勤の役員 . . . 報酬
- (3) 評議員 . . . 報酬

(報酬の額等)

第4条 常勤の理事、非常勤の役員、評議員の報酬の額は、次の通りとする。

区 分	報酬金額
常勤の理事	年額 30,000円
非常勤の役員	年額 30,000円
評 議 員	年額 30,000円

(支給日)

第5条 報酬は、毎年3月度に一括支払する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費支給規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

付 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日より改正する。

この規程は、平成14年4月1日より改正する。

この規程は、平成17年12月1日より改正する。

この規程は、平成17年12月1日より改正する。

この規程は、平成29年4月1日より改正する。(H29.6.26 評議員会議決)